

京都市告示第628号

都市公園法第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和6年2月26日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
北ノ原公園	北区上賀茂北ノ原町9番4	告示の日

(建設局土木管理部北部土木みどり事務所)